

第6回庄原市行政経営改革審議会 会議録（摘録）

1. 開催日時 平成25年11月21日（木）
開 会：14時00分
閉 会：16時10分
2. 開催場所 庄原市役所 5階 第1委員会室
3. 出席委員 野原建一 委員（会長） ・ 山内文雄 委員（副会長）
荒木和美 委員 ・ 光永義則 委員 ・ 栗部秀道 委員
八谷るりこ 委員 ・ 佐藤浩子 委員 ・ 小田恵子 委員
4. 欠席委員 正木みどり 委員 ・ 今村舞由美 委員 ・ 齊森大助 委員
5. 出席職員 財政課長 西田 英司
企画課長 兼森 博夫
企画課政策推進係長 中田 博章
企画課政策推進係 横山 敬之
企画課政策推進係 出口 聡
6. 傍聴者 2名
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第 6 回庄原市行政経営改革審議会次第

平成 25 年 11 月 21 日（木）
庄原市役所 5 階第 1 委員会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事

「第 2 期庄原市行政経営改革大綱」の策定について

(1) 答申素案の確認について

・「職員定数の適正化」について【資料 No.11 -2】

・「行政組織の再編整備」について【資料 No.12 -2】

・「人材育成基本方針に基づく職員の育成」について【資料 No.13 -2】

(2) 答申素案の検討について

・「人事評価制度と職員給与等の適正化」について【資料 No.14 -1】

・「財政の健全化 総括的事項」について【資料 No.15 -1】

・「歳入の確保」について【資料 No.16 -1】

(3) 検討項目の審議について

・「補助金・負担金の見直し」について【資料 No.17】

・「公共施設の最適管理（ファシリティマネジメント）の推進 総括的事項」
について【資料 No.18】

4. その他

・平成 25 年 11 月 29 日（金）午後 2 時から 庄原市役所 5 階第 1 委員会室

5. 閉 会

会 議 経 過

1 . 開 会

2 . 会長あいさつ

第6回行政経営改革審議会となります。前回と同様に多難な事案の検討であるが引き続き議論をいただきたい。

3 . 議事

(1) 答申素案の確認について

職員定数の適正化 資料 11 -2、行政組織の再編整備 資料 12 -2、人材育成基本方針に基づく職員の育成 資料 13 -2 により事務局が一括説明

委 員：資料 13 -2 の職員能力の向上の下線部分について、「心情」を「身上」に誤字の修正をお願いしたい。

委 員：資料 11 -2 職員定数の総括的意見について、「経常収支比率」について記載してあるが、ここは庄原市の「財政力指数」、「自主財源比率」などのほとんどの財政指標が低位に位置していることが削減の理由ではないか。「経常収支比率」だけでなく、そのような総論的な受け止め方の中で職員数も見直し、給与も見直すという表現が適当ではないか。

次に2ページの具体的な対応の(1)の において「市民アンケート」及び「交付税の見直し」を理由に削減するとあるが、こういうことがあろうとなかろうと削減やむ無しではないか。極端に言えば、市民の声もなく、交付税の削減がなければ、職員数の見直しを実施しないように受け取れる。

資料 12 -2 組織機構について「現行の」を削除し、「総合支所機能の維持を基本とすること」という趣旨と2ページの の「効率的な行政を進める組織体制を検討する。」との表現が相反するのではないか。例外なき見直しが必要ではないか。総合支所機能を基本とする必要はないのではないか。

1ページ(2) 及び について「本庁には本所と庄原支所、他の支所は支所業務を行う職員を配置する。」との記載は、当然のことである。改革に特化した掲載事項とし、本内容は掲載する必要はないのではないか。

また、2ページの の「福祉、医療、健康推進等について原則として現行機能を維持すること。」というのは、この部門においては見直しを行わないとあえて記載する必要があるのか。

事務局：前段の財政的な部分の表現については、ご指摘のとおりであり、整理を行いたい。

削減の理由で「市民アンケート」及び「交付税の見直し」は一つの要素ではあるが、 にある「当該年度における適正な職員数を確保する。」ということが基本であって、「市民アンケート」及び「交付税の見直し」がなければ、今の職員数が客観的にみて適正であるかどうかを見極めながら検討することになる。

客観的判断というのが、総務省が示しているモデル等との比較ということであり、前回までに説明したとおり、多いということになるのかもしれないが、立地条件等の環境がそれぞれ異なるので一概に比較は困難であり、表現については検討させていただきたい。

資料 12-2 組織機構について「本庁には本所と庄原支所、他の支所は支所業務を行う職員を配置する。」との記載は、支所の職員と本庁の職員を単純に比較するのではなく、本庁には庄原支所の職員も配置していることを明確にしているが、この考え方が定着しているということであれば掲載は必要ないと思う。

また、総合支所機能については、審議会の意見を総括した答申として、聖域なき改革であり、ここまで支所を維持するということを記載する必要はないということであれば削除することとなるが、事務局としては、やはり広大な面積を有しており、市民サービスの低下を極力避ける必要があるとの配慮から、できれば残させていただきたい表現ではある。

委員：支所のあり方を検討した上で総合支所ということになるかもしれないが、維持すると掲載すれば議論ができないのではないかな。

委員：総合支所の解釈があいまいであり、人により捉え方が異なり適当な表現ではないのではないかな。

事務局：三次市や安芸高田市のように受付業務が主であっても位置づけは総合支所であり、あいまいな表現であり文面的な整理を行う。

委員：資料にあるように本庁へ機能を集約する場合は、管理部門を集約し、サービス部門はできるだけ見直しを控えるとの表現があればいいのではないかな。

会長：総合支所という表現ではなく、「本庁へ機能を集約する場合は、管理部門を集約し、サービス部門はできるだけ見直しを控える」との表現でどうかという提案であるがいかがかな。

委員：その表現でいいと思う。我々はここで説明を聞き、趣旨が納得できるが、なるべくサービス部門が低下しないようにということを市民の皆さんがみたときにわかりやすい表現が必要と思う。

都市部に行くと、出張所的なものがあり、サービス部門のみで職員数は少ないが機能を果たしていると思うので、そのようなものをイメージしてもらえる表現であればいいのではないかな。

会長：支所が縮小しているような印象をいただくということもあり、地域が衰退するとのイメージを与えかねず、文言的にはある程度幅広に解釈できる表現がいい場合もあるが、これまで意見が出されたように支所の機能が低下しないよう配慮していると理解いただければいいと思う。

それでは、以上の意見を踏まえ事務局で文言の整理をお願いしたい。

(2) 答申素案の検討について

人事評価制度と職員給与等の適正化 資料 14-1、財政の健全化 総括的事項 資料 15-1、歳入の確保 資料 16-1 により事務局が一括説明

委員：資料 16-1 歳入の確保について、「ふるさと納税」を庄原出身の方でふるさと庄原に想いを持たれている方もおられ積極的にPRをしてはどうか。

会長：歳入の確保の項目で、今以上に「ふるさと納税」のPRを行うべきと掲載する必要があるとの意見である。

委員：前回の審議会でも意見を出したが、歳入の確保について「受益者負担の適正化と徴収対策」だけではいかがかと思う。自主財源の確保について、盆に帰省客をターゲットに広島駅で市長がふ

るさと納税のPRを行うなどの事例もあり、具体例を示ししっかり強調してほしい。

委員：資料で保育所の時間外利用の負担金の収納率が低い、保育料の納付時期は人が公的なサービスを意識する大切なスタートラインのように思える。自治会や教育の場・PTAの集会など色々な場面で、市のしくみや市民が負担すべきこと、市の現状を啓発する必要があるのではないかと。

委員：徴収対策に人事評価のときの職員提案制度などを活用すべきではないか。市営住宅の管理について家賃収納までを一括し民間に委託している事例もあり、負荷も下げられると思う。また、ふるさと納税についても多少のバックマージンを負担するとしても市役所外と連携した取り組みが可能ではないか。

委員：他の県から嫁いできたが、生まれたふるさとから年に1回たよりが来る。工夫を行い何か庄原市の発信ができないか。

収納対策については、とにかく毅然とした対応が必要である。

事務局：庄原市が実施している「ふるさと納税」の取り組みについて、毎年1千万円程度協力をいただき、特に庄原災害の時には多方面より多額の寄付をいただいている。

5千円以上寄付をいただいた方には、一年間広報紙を送付しており、3万円以上の方には広報紙と備北商工会とのタイアップによるふるさと産品セットや工芸品などを選択制で送付している。

また、PRについては、実業高校や格致高校の出身者の方にPTAが送付している会報にふるさと納税のお願いを同封させていただいており、東京や大阪で開催された格致の会へ伺った経緯もある。

委員：もう少し工夫を行い、PRをしてほしい。

会長：広島県では、TAU(タウ)というアンテナショップがあるが、常設でなく臨時でもいいので、イベントを考えてもいいのではないかと。

委員：資料にも掲載されているが人員も時間も必要であるが、滞納者に対する納付相談が必要と思う。

委員：資料14-1職員給与の資料2ページの一番上の行であるが、「本市財政の危機意識をもって」との文言について「本市の厳しい財政状況から危機意識をもって」というような表現が適切ではないか。

また、具体的な対応の項の(2)の「一般会計実質収支見通しが赤字となる場合は、」との表現は、赤字にならないと対応しないのかと読めるが、財政収支見通しは、極端なことを言えば事業を全くしなければ黒字にするのは簡単なことであり、やはり今の庄原市の財政構造を見直さないと自主財源の確保や経常的支出の抑制などを行わないといけない。たとえ黒字になっても削減をしないといけない。

会長：全体として無理であるということであれば、それもやむを得ないと思うが、赤字の部分が削除できるかどうか事務局で検討していただきたい。

(3) 検討項目の審議について

(補助金・負担金の見直し)

会 長：それでは、次の項目について事務局より説明をいただきたい。

資料17により事務局が説明

委 員：いままで、庄原市でどのような手法で補助金負担金の見直しを行ってきたのか。

事務局：前期大綱でも同様に「補助金の見直し」という項目があり、一律10%カット、予算査定時の整理、補助金交付要綱での終期設定などという取り組みを行ってきた。

委 員：それらの成果を踏まえ、現在、補助金は増加傾向なのか減少傾向なのか。

事務局：前期大綱期間中、一時期は大きく減少したが、現在は新たな補助金もあり、総体的には増加傾向である。なお、負担金については、概ね横ばいであるが毎年度負担額が異なり一概にはいえない。

委 員：子育て支援の中で、出産祝い金について県内で庄原市だけ実施しているが、どのくらい効果が出ているのか疑問がある。

事務局：この事業は、前任の市長の公約として開始した事業であり、出産や定住促進を目的としておらず、地域の宝である子ども出産について市を挙げてお祝いしようという趣旨のものである。新市長就任後、金額削減の見直しを行うこととしている。

今後は、行政評価の中で、成果効果を検証し個々の補助金の見直しに取り組んでいく。

委 員：今までの一律削減というのは限界だということで、評価制度に基づき見直しを行うのは大変な作業であると思うが、具体的な手法があるようであれば説明願いたい。

事務局：一例としては、補助金・負担金はほとんど一般財源であり大枠を設定し、個別には性質・効果成果などを見ながら判断することとなる。

負担金の予算査定の視点として、交付団体の決算状況などを調査し判断している。

委 員：これまでできなかったことであり、理念だけではできない。具体的な目標を持ってもっと思い切った対応が必要ではないか。

委 員：成果効果を判断するのは、市民の意見を聴取するのか。

事務局：これまでは、自らの課での調査しかしていなかったが、今後は、行政評価の中で外部評価委員などの指摘をいただきながら判断したい。

委 員：色々な財政指標を見る中で庄原市では低位であるが、単独補助金の交付額は一番高いがその要因は何か。

事務局：人口が少ないということと、庄原市独自の補助金があるということ、交通機関などの事情も良くなく高齢者福祉の補助金などは他地域より水準が高い、また、基幹産業である農業関係への支援が多いなどの地域事情がある。

また、自治振興活動に対する支援も特徴的である。

委 員：国の制度で実施しなければならないものもあり、一律削減は難しいと思うので、市民の代表を入れてチェックをするしかないと思う。

また、削減ありきの見直しだけでなく、より効果が上がる視点での見直しも検討すべき。

会 長：補助金は、監査・検査ができる制度になっているのか。

事務局：補助金申請に基づき、補助事業が適正に実施されているかは検査を行っている。

委員：ほとんどが補助金で賄うようなことにならないよう、各種団体の総予算の何割までしか交付しないというような基準も必要ではないか。また、紙一枚で交付を決定するのではなく、交付団体の状況を把握し、調整も行うことも大切であると思う。

（公共施設の最適管理（ファシリティマネジメント）の推進 総括的事項）

会長：それでは、次の項目について事務局より説明をいただきたい。

資料18により事務局が説明

委員：当然のことが書いてあるが、庄原市にどの程度、未利用財産があるのか把握しているのか。休校施設など未利用であるが費用を要している財産もあるのではないか。

事務局：現在、財産のデータベース化作業を実施している。

休校施設については、グラウンドや屋内体育館を学校開放施設開放事業としてスポーツ振興に利用している施設もある。本年度教育委員会において、休校から廃校への移行も検討している。

委員：思い切って残す施設と廃止する施設を仕分けしないといけない中で、「検討する」では弱いのではないか。

事務局：地域の集会所については、地元譲渡を進めており一定の成果がでていますが、まだまだ、これだけの財産が残っている。

委員：未利用財産にかかる維持管理費用はどの程度の金額になるのか。

事務局：未利用財産の定義が難しいが、本来の機能では利用していないが選挙の投票会場・災害時避難場所に指定しているなどの理由により、電気設備などを止められない施設もある。

具体的な金額は資料が手元にないため次回提示する。

会長：未利用施設を含め、わかる範囲で維持管理費の費用を提示してほしい。

委員：学校は、休校になれば選挙等で利用していても未利用財産として扱うべきではないか。

会長：西城地域で聞いた意見であるが、小学校が廃校になっても「地域の心の拠り所である。」という意見もあり、どのように取り扱うか検討が必要であり、管理費などの資料を提示してほしい。

委員：未利用財産の中でも地域の事情で残さないといけない施設については、直営管理ではなく地域へ無償貸与で任せるといった手法もあると思う。

委員：指定管理も進んでいるが、指定管理者制度の導入がゴールではなく、売却などの検討や保育所でも社会福祉法人へ任せるといった様々な手法を思い切ってやらないといけないのではないか。

委員：折角データベース化するのであれば、写真を添付し利用状況や老朽化などを勘案し、重要度のランク付けなど明確に職員が判断できるような記載も検討してみてもどうか。

データベース化作業に複数年を要するようであれば、先行して各支所に廃止する施設をあげて処理することも検討すべきである。

委員：資料18の2ページの一番上の行の「社会福祉法人等への情報提供」とはどのような情報を提供するのか。

事務局：未利用財産の情報提供ということである。具体的に、旧水後小学校など有効的に利用されている例もある。

委員：社会福祉法人だけでなく他の公共的団体を含めて情報提供を行うことは、いい発想であると思う。

会長：それでは、これで会議を閉じたいと思います。次回は、11月29日(金)に開催する。

4．その他

- ・次回審議会 平成25年11月29日（金）午後2時から

5．閉会